

水巻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 29,588	千円 8,996,941	千円 423,895	千円 1,336,034	% 14.8	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 136	千円 513,939	千円 74,076	千円 185,290	千円 773,305	千円 5,686	千円 5,762

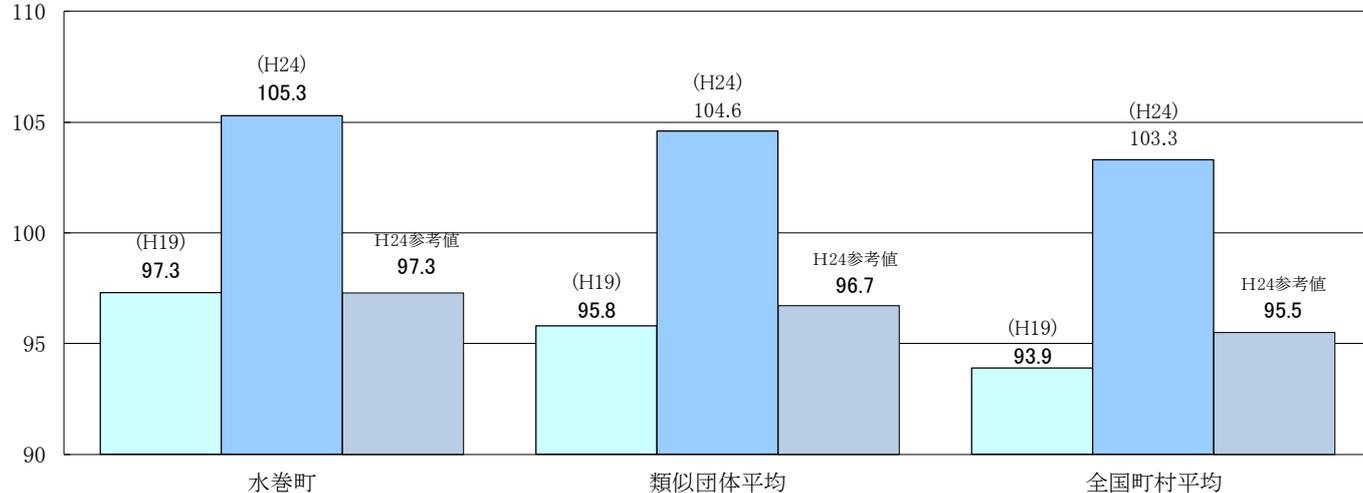
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

区分	削減措置	実施期間	内容
特別職 町長	給料月額削減	平成22年1月1日から	給料月額を30%減額 平成22年4月のみ35%減額
特別職 副町長 教育長	給料月額削減	平成21年4月1日から 平成26年3月31日まで	給料月額を副町長3%、教育長2%減額
一般職	給料月額削減	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで	給料月額を2.5%減額
	管理職手当削減	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで	管理職手当率を5%減じて支給

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による削減措置が無いとした場合の値である。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	358,700	399,500	404,600	426,600

※ 水巻町の実際の支給額は平成23年特例条例により2.5%減額した額です。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

1一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 [国ベース]
水巻町	40.2 歳	309,300 円	367,124 円	336,393 円
福岡県	43.4 歳	341,643 円	425,698 円	380,292 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	- 円	372,906(401,789) 円
類似団体	42.8 歳	320,717 円	376,072 円	352,117 円

2技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 [国ベース]
水巻町	46.7 歳	310,700 円	330,000 円	323,500 円
福岡県	52.7 歳	338,736 円	388,097 円	368,683 円
国	49.7 歳	270,465(285,030) 円	- 円	307,506(323,181) 円
類似団体	49.4 歳	287,711 円	313,646 円	303,886 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額[国ベース]」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 ()内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		水巻町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,500 円	-

- ※ 水巻町の実際の支給額は平成23年特例条例により2.5%減額した額です。
 (注) ()内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

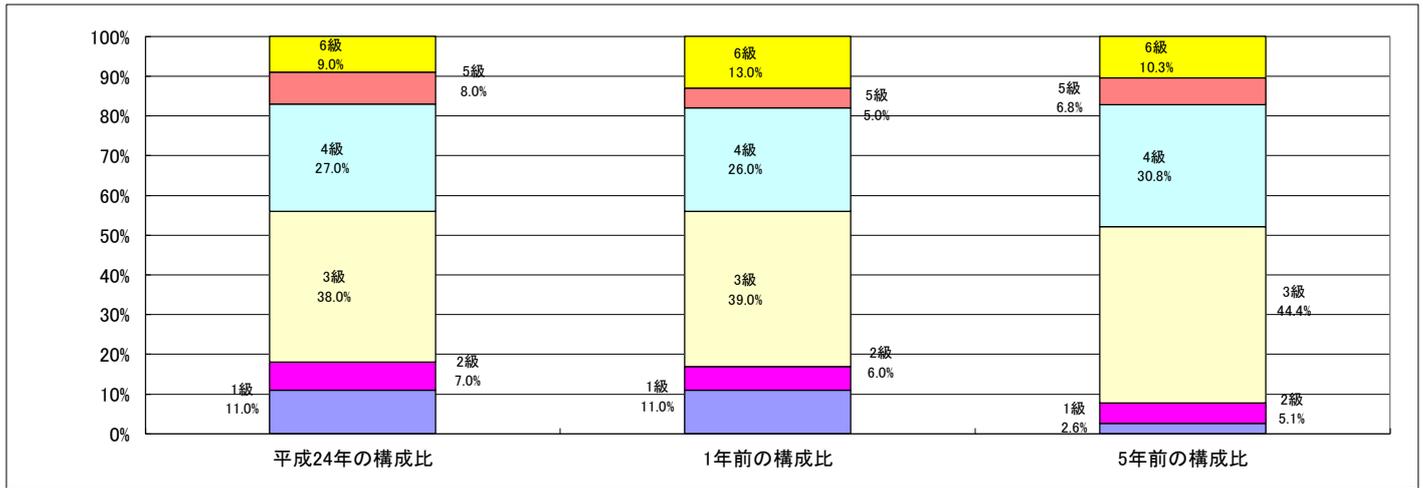
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	283,500 円	329,500 円	366,200 円
	高校卒	該当者なし	277,300 円	334,400 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	289,300 円

- ※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経験がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に換算した年数をいいます。
 ※ 平成24年度地方公務員給与実態調査に基づくものです。

4 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的な業務を行う主事の職務	人 12	% 11
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	人 8	% 7
3 級	主任の職務	人 42	% 38
4 級	係長及び主査の職務	人 30	% 27
5 級	会計管理者、課長、主幹(これに相当する職を含む。)及び課長補佐の職務	人 9	% 8
6 級	会計管理者、課長、主幹(これに相当する職を含む。)の職務	人 10	% 9

- (注) 1 水巻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水巻町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,375 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,558 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

水巻町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算) 1人当たり平均支給額 26,274 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

平成21年度より廃止

(4) 特殊勤務手当

平成18年度より廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	31,128 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	278 千円
支給実績（平成22年度決算）	28,570 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	270 千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成23年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円、他の扶養親族6,500円、配偶者無扶養の第1子は11,000円。満15歳に達する日後の最初の年度始め～満22歳に達する日以後の年度末までの子1人につき、5,000円加算。	同じ	—	14,258 千円	178,225 円
住居手当	借家 借家などの住居にかかる費用を負担している職員に対して月額27,000円を限度に支給。 持家 住居を所有する世帯主である職員に対して月額4,500円を支給。	一部異なる	持家 国は、持家に対する支給なし	11,612 千円	133,476 円
通勤手当	交通機関利用者 交通機関を利用している職員に対してはその運賃等に応じ、最高55,000円を限度に支給。 交通用具利用者 自家用車等を利用している職員に対しては、その通勤距離に応じ、月額3,600円～9,100円を支給。	一部異なる	交通機関利用は同じ。 交通用具利用者は、使用距離に応じて、月額2,000円～20,900円を支給。	7,848 千円	68,242 円
管理職手当	課長・主幹職 月 給料月額15% 課長補佐職 月 給料月額11%			9,135 千円	415,216 円

※管理職手当の()内は、減額措置を行う前の数値です。

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分		給料	料	月	額	等
給料	市区町村長	536,200	円	(参考)類似団体における最高/最低額	904,000 円/	383,500 円
	副町長	766,000	円		750,000 円/	311,500 円
	教育長	603,340	円			
		622,000	円			
報酬	議長	568,400	円	- 円/	- 円	
	副議長	580,000	円			
	議長	336,000	円	499,000 円/	227,000 円	
	副議長	298,000	円	430,000 円/	182,000 円	
期末手当	議長	279,000	円	400,000 円/	157,000 円	
	副議長		円			
	議長		円			
	副議長		円			
退職手当	市区町村長	(平成23年度支給割合)		2.95 月分		
	副町長			特別職加算 20%		
	教育長	(平成23年度支給割合)		2.95 月分		
	備考			特別職加算 20%		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副町長	給料月額(536,200円)×在職年数×5.1	10,938,480円	(任期ごと)		
	教育長	給料月額(622,000円)×在職年数×3	7,464,000円	(任期ごと)		
	備考	給料月額(580,000円)×在職年数×2.7	6,264,000円	(任期ごと)		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

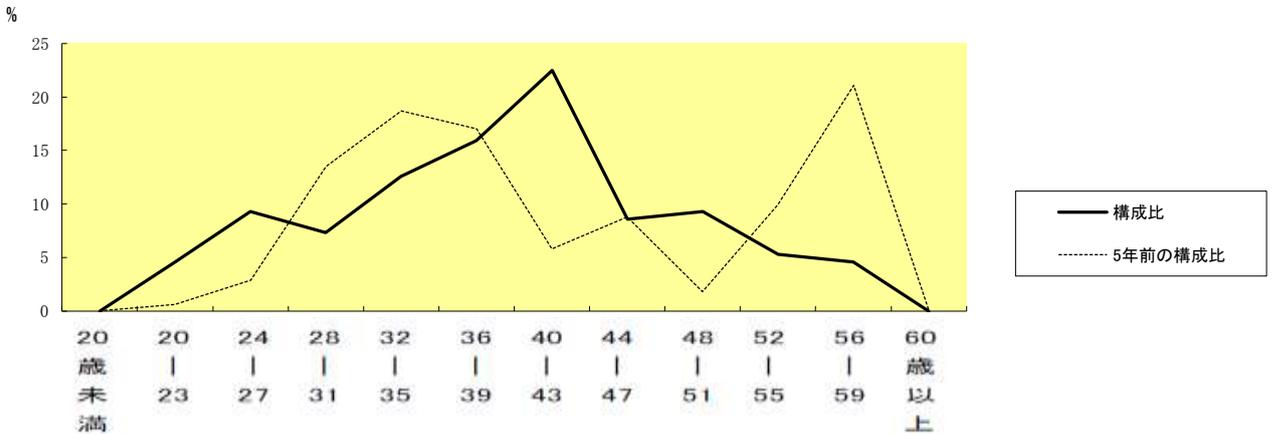
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	△ 3	退職に伴う減、人事異動に伴う減
		総務企画	37	37		
		税務	12	12		
		民生	22	22		
衛生		14	11			
農林水産	2	2				
商工	1	1				
土木	24	23	△ 1			
計	115	111	△ 4	退職に伴う減 <参考> 人口1,000人当たり職員数 3.75 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 5.20 人)		
	教育部門	27	26	△ 1	学校給食業務・学校用務員業務を民間委託	
	小 計	142	137	△ 5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.63 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.9 人)	
公営企業会計等部門	水道	4	4			
	その他	11	11			
	小 計	15	15			
合 計		157	152	△ 5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.14 人	
		[206]	[206]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	14人	11人	19人	24人	34人	13人	14人	8人	7人	0人	151人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数 (率)
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	
一般行政	119	115	116	115	115	111	△ 8 (△ 6.7)
教 育	37	38	34	30	27	26	△ 11 (△ 29.7)
普通会計計	156	153	150	145	142	137	△ 19 (△ 12.2)
公営企業会計計	16	17	15	15	15	15	△ 1 (△ 6.3)
総合計	172	170	165	160	157	152	△ 20 (△ 11.6)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 23年度	千円 543,612	千円 87,075	千円 32,345	% 6.0	% 5.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 23年度	人 4	千円 16,330	千円 2,901	千円 6,165	千円 25,396	千円 6,349

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

区分	削減措置	実施期間	内容
特別職 町長	給料月額額の減額	平成22年1月1日から	給料月額を30%減額 平成22年4月のみ35%減額
特別職 副町長 教育長	給料月額額の減額	平成21年4月1日から 平成26年3月31日まで	給料月額を副町長3%、教育長2%減額
一般職	給料月額額の減額	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで	給料月額を2.5%減額
	管理職手当の減額	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで	管理職手当率を5%減じて支給

(注) 23年4月から一般職職員の給料月額を2.5%減額

2 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水巻町	36.8 歳	287,431 円	421,522 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水巻町(水道事業)		水道事業(団体平均)	
1人当たり平均支給額(平成23年度)	1,541 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度)	1,492 千円
(平成23年度支給割合)			
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

水 巻 町				水道事業 (団体平均)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	月分	月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	月分	月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	月分	月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	月分	月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
(定年前早期退職特例措置 2~20%加算)				(退職時特別昇給)			
1人当たり平均支給額		該当無し		1人当たり平均支給額	15,252	千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

平成21年度より廃止

エ 特殊勤務手当

平成18年度より廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	891 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	223 千円
支給実績(平成22年度決算)	821 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	205 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、他の扶養親族6,500円、配偶者無扶養の第1子は11,000円。満15歳に達する日後の最初の年度始め～満22歳に達する日以後の年度末までの子1人につき、5,000円加算。	同じ	-	1,107 千円	368,800 円
住居手当	借 家 借家などの住居にかかる費用を負担している職員に対して月額27,000円を限度に支給。 持 家 住居を所有する世帯主である職員に対して月額4,500円を支給。	同じ	-	704 千円	176,100 円
通勤手当	交通機関利用者 交通機関を利用している職員に対してはその運賃等に応じ、最高55,000円を限度に支給。 交通用具利用者 自家用車等を利用している職員に対しては、その通勤距離に応じ、月額3,600円～9,100円を支給。	同じ	-	199 千円	49,800 円
管理職手当	課長・主幹職 月 給料月額10% (15%) 課長補佐職 月 給料月額6% (11%)	同じ	-	0 千円	0 円

※管理職手当の()内は、減額措置を行う前の数値です。

9 職員福利厚生事業の状況

(1) 健康診断等

区分	対象者	受診者数
定期健康診断(年1回)	全職員(嘱託職員含む)	159人

(2) 健康に関する研修会、カウンセリング等

- メンタルヘルス研修会(年1回) 24年度実施「お酒との上手な付き合い方」
23年度実施「笑いヨガ」
- 健康相談(保健師)年7回
- 健康相談(産業医)年12回

(3) 職員厚生会

水巻町職員厚生会は、地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生事業を実施するために条例により設置しているものです。

《会員数》 169人

《事業内容》

- 福利厚生事業(会費及び町補助金により実施)
脳ドック助成、インフルエンザ予防接種補助、同好会助成他
 - 慶弔給付事業
結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金、入院見舞金他
- 《平成23年度職員厚生会決算》

(収入)

	決算額(円)
会 費	3,860,711
町補助金等	3,525,976
繰越金	1,483,132
福祉協会補助金	2,440,000
雑収入	118,907
合 計	11,428,726

(支出)

	決算額(円)
福祉協会等負担金	4,496,064
福利厚生事業費	2,379,244
慶弔給付事業	2,440,000
事務費	317,750
予備費	0
合 計	9,633,058